

令和6年第3回美浜町議会定例会議案

令和6年9月5日提出

目 次

同意第 4 号	美浜町農業委員会委員の任命について	・ ・ ・	1
同意第 5 号	美浜町教育委員会委員の任命について	・ ・ ・	2
議案第 4 2 号	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	・ ・ ・	3
議案第 4 3 号	美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・	5
議案第 4 4 号	美浜町遺児手当支給条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・	7
議案第 4 5 号	町道路線の廃止について	・ ・ ・	9
議案第 4 6 号	令和6年度美浜町一般会計補正予算（第2号）	・ ・ ・	別添
議案第 4 7 号	令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	・ ・ ・	別添
議案第 4 8 号	令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）	・ ・ ・	別添
認定第 1 号	令和5年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について	・ ・ ・	別添
認定第 2 号	令和5年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	・ ・ ・	別添
認定第 3 号	令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	・ ・ ・	別添
認定第 4 号	令和5年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	・ ・ ・	別添
認定第 5 号	令和5年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	・ ・ ・	別添
認定第 6 号	令和5年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について	・ ・ ・	別添
認定第 7 号	令和5年度美浜町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	・ ・ ・	別添

同意第 4 号

美浜町農業委員会委員の任命について

美浜町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

記

住 所	美浜町大字奥田
氏 名	平木 章男
生 年	昭和 35 年生

提案理由

この案を提出するのは、美浜町農業委員会委員が令和 6 年 6 月 30 日に解職となったからである。

同意第 5 号

美浜町教育委員会委員の任命について

美浜町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

記

住 所	美浜町河和台
氏 名	笹本 純子
生 年	昭和 51 年生

住 所	美浜町大字上野間
氏 名	天木 恵次
生 年	昭和 29 年生

提案理由

この案を提出するのは、美浜町教育委員会委員神谷英明氏及び天木恵次氏の任期が令和 6 年 9 月 30 日で満了になるからである。

議案第 4 2 号

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項及び第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年 3 月 2 0 日愛知県知事許可）を次のとおり変更することについて、議決を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証は令和 6 年 1 2 月 2 日以降発行されなくなるため、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年 3 月 2 0 日愛知県知事許可）を変更する必要があるからである。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 3 月 20 日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

議案第 4 3 号

美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）により、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例

美浜町国民健康保険条例(昭和 36 年美浜町条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和 6 年政令第 260 号)第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 4 4 号

美浜町遺児手当支給条例の一部を改正する条例について

美浜町遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、所得の判定月及び支払期日の変更に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町遺児手当支給条例の一部を改正する条例

美浜町遺児手当支給条例(昭和 52 年美浜町条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「7 月」を「10 月」に改める。

第 6 条第 2 項本文中「7 月及び 3 月の 2 期にそれぞれの月までの分」を「1 月、3 月、5 月、7 月、9 月及び 11 月の 6 期にそれぞれその前月までの分」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美浜町遺児手当支給条例第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 6 年 11 月の支給については、前年の所得が愛知県遺児手当支給規則の規定に基づく額以上に該当する者には支給しない。

議案第 4 5 号

町道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき道路の路線を別紙のとおり廃止する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、開発予定区域内等にある道路で、一般交通の用に供する必要がなくなったからである。

整理 番号	道路の 種類	路線名	起 点	幅員 (m)	延長 (m)	重要な 経過地
			終 点			
1	町道	4047 号線	美浜町大字北方字吉田流 159-1 番地先から 美浜町大字北方字吉田流 104 番地先まで	2.40 5.70	230.0	
2	町道	4317 号線	美浜町大字北方字吉田流 153 番地先から 美浜町大字北方字吉田流 155 番地先まで	4.80 8.00	29.5	
3	町道	4318 号線	美浜町大字北方字吉田流 157 番地先から 美浜町大字北方字吉田流 158 番地先まで	4.20 7.50	29.8	